

## 香川県条例第48号

香川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

香川県固定資産評価審議会条例（昭和37年香川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号） <u>第401条の2第5項</u> の規定に基づき、香川県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号） <u>第401条の2第6項</u> の規定に基づき、香川県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(組織) <u>第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。</u>	(会長) 第2条 審議会に、会長を置く。 2 会長は、委員の互選により定める。 3 会長は、会務を総理する。 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
(委員の任期) 第3条 略	(委員の任期) 第3条 略
(会長) 第4条 審議会に、会長を置く。 2 会長は、委員の互選により定める。 3 会長は、会務を総理する。 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。	(雜則) 第4条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
(雜則) 第5条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。